

令和2年4月21日

在学生の皆様

奈良教育大学 学生支援課

やむを得ず入構が必要な場合の申出日の期限変更について

令和2年4月16日に政府より新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が全国に発令されました。

これを受け、本学としては、学生・児童生徒等及び教職員の健康・安全を考慮し、4月20日～5月6日の期間は、職員の出勤については最小限の事務機能を維持できる職員数に限定して出勤することとなりました。については迅速な対応が難しくなるため、以下のとおり申出日の期限を変更いたしますので、お知らせします。なお、期限の変更は4月28日入構希望分から適用します。(4月28日入構希望の申出は4月23日13時まで)

1. 連絡先

E-mail service1@nara-edu.ac.jp

2. 必要事項

- ・件名 【入構の申出】
- ・氏名、学生番号、理由、入構日時、用務先

3. 入構可能時間

平日 9時～17時

4. 申出日

入構希望日の3日前の13時までに申し出ること。ただし、土日祝日は除きます。

(例. 4月30日が入構希望日の場合は4月24日(金)13時までに申請が必要です。

25日(土)、26日(日)、29日(祝)のため)

なお、申請をしても許可が出るとは限りません。現時点で入構許可しているのは、実験装置の維持、生物の管理等の特別な場合のみです。授業で使用するテキスト等を大学生協で購入したい場合は、郵送で対応しているため入構許可対象とはなりませんので大学生協へ問い合わせをしてください。

今後の状況により変更の可能性がありますので、大学ホームページの他、学務情報システムの掲示板を確認するようにしてください。

【本件連絡先】

学生支援課学生担当 service1@nara-edu.ac.jp